

【表紙】

| | | |
|---------------------|----------------------------------|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 2024年6月19日 | |
| 【会社名】 | 株式会社トレードワークス | |
| 【英訳名】 | TRADE WORKS Co., Ltd | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 浅見 勝弘 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | |
| 【電話番号】 | 03 - 6230 - 8900 (代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 安藤 千年 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 | |
| 【電話番号】 | 03 - 6230 - 8900 (代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 安藤 千年 | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 | 101,248,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 128,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 2024年6月19日(水)開催の取締役会決議によります。
2. 当社と割当予定先であるSCSK株式会社(以下「SCSK」といいます。)は2024年6月19日付で「資本業務提携」(以下「本資本業務提携」といいます。)を締結します。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は以下の通りです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 128,000株 | 101,248,000 | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 128,000株 | 101,248,000 | - |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|--------------|----------|--------------|
| 791 | - | 100株 | 2024年7月5日(金) | - | 2024年7月8日(月) |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------------|-----------------|
| 株式会社トレードワークス 経営企画部 | 東京都港区赤坂五丁目2番20号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------|-----------------|
| りそな銀行 新宿支店 | 東京都新宿区新宿三丁目2番1号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 101,248,000 | 1,000,000 | 100,248,000 |

- （注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用です。

（2）【手取金の使途】

| 具体的な使途 | 金額（円） | 支出予定時期 |
|--------------------------------------|------------|-----------------|
| 人件費及び採用費等（技術営業、開発技術者、保守サポート人員） | 70,248,000 | 2024年7月～2025年6月 |
| IT全社統制及びIT全般統制のためのクライアント運用管理システム導入費用 | 30,000,000 | 2024年7月～12月 |

（注）上記の資金使途に充当するまでの間、銀行口座その他安全性の高い方法にて管理いたします。

本自己株式処分は、当社とSCSKとの間で協業に向けた協議を続けており、今般、長期的なパートナーシップ及び関係強化と資本面における提携関係を構築することを直接の目的としており、同社に対する第三者割当増資を実施することといたしました。なお、上記第三者割当増資により調達いたしました資金により、今後のシステム投資に振り向けることで、最先端テクノロジーを活用した安心・安全な証券業務システムをお客様に提供し、収益性や企業価値の向上を通じて、株主価値の向上を実現するものと考えております。これらの達成に向けて、本自己株式処分により、調達する資金の具体的な使途理由につきましては以下に記載のとおりです。

人件費及び採用費等（技術営業、開発技術者、保守サポート人員）

当社とSCSKは、両社がこれまで培ってきた知識やノウハウ、リソースを持ち寄ることで、市場やニーズの変化に対応した自由度の高い証券業務システムを構築し、さらにBPOサービス（注）や業務コンサルティングサービスなどの証券業務を行うにあたって必要なサービスを具備したプラットフォームの構築を推進し、これを活用した証券業務システムプラットフォーム事業のビジネス展開と販路拡大を目指し、技術営業、開発技術者及び保守サポート人員の増員を予定しております。

IT全社統制及びIT全般統制のためのクライアント運用管理システム導入費用

当社は、様々なシステム構築に対応するため社内のIT資産が年々増え続けており、近い将来、現状の管理体制では対応が難しくなることが想定されます。その為、組織内の多様なIT資産管理の効率化と情報漏洩対策のサポート及び社内セキュリティ対策の強化を目的とし、下記の機能を有したクライアント運用管理システムの導入を予定しております。

（主な機能）

『デバイス管理』『ソフトウェア資産管理』『ログ管理』『サーバー監査』『紛失端末制御』

（注）BPOサービス（ビジネス・プロセス・アウトソーシング・サービス）とは企画・設計から運用までトータルに、一括して行うサービスです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

| | | |
|--------------------|-----------------|---|
| | 名称 | S C S K株式会社 |
| | 本店の所在地 | 東京都江東区豊洲3丁目2番20号 |
| a. 割当予定先の概要 | 直近の有価証券報告書等の提出日 | （有価証券報告書） 事業年度第55期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 2023年6月22日 関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度第56期第1四半期（2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月10日 関東財務局長に提出 事業年度第56期第2四半期（2023年7月1日 至 2023年9月30日） 2023年11月13日 関東財務局長に提出 事業年度第56期第3四半期（2023年10月1日 至 2023年12月31日） 2024年2月13日 関東財務局長に提出 |
| b. 提出者と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| | 取引関係 | 当社は割当予定先との間にシステム開発業務の取引関係があります。 |

（注） a. 割当予定先の概要及びb. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2024年6月19日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先と当社は、2024年6月19日付「資本業務提携の締結及び第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」で公表しました通り、資本業務提携契約を締結いたしました。

本資本業務提携に伴い、S C S Kは第三者割当による自己株式処分を通じて当社株式の3.72%（発行済株式総数に占める割合）を取得し、また提携関係の深化に合わせ79,000株程度を目安に市場買付けにより追加取得する予定です。

当社は、創業以来『情報通信技術で社会に貢献及びお客様の繁栄に寄与し、最も信頼されるパートナー』であることを経営の基本方針として事業に取り組んでおります。当社グループの主力製品には、証券会社の投資家向けのインターネット取引業務に対応したシステム「Trade Agent」、株式会社東京証券取引所よりISV（Independent Software Vendor）として認定された証券取引所端末「Mars Web」、高機能ディーリングシステム「Athena」、相場操縦・作務的相場形成・インサイダーなど不正な取引を監視する「MTS」、個人型確定拠出年金システム、投資家向けインターネット外国為替証拠金取引システム「TRADING STUDIO」、脆弱性自動診断ツール

「SecuAlive」、ECサイトを構築・運用するためのベースとなるECプラットフォーム「Emerald Blue」等のシステムサービス提供を展開しております。S C S Kは、経営理念にある「夢ある未来を、共に創る」を掲げ、長年に亘りITサービス業界において、基幹システムやその周辺システムを中心にシステム構築をはじめとする様々なサービス提供を行ってきた豊富な実績を有しています。また、S C S Kは、幅広い産業における顧客やパートナーと共に、社会課題の解決に貢献する新たなビジネスやサービス創造に取り組んでおります。本資本業務提携により、当社とS C S Kは、これまで培ってきた知識やノウハウ、システムを含めたリソースを持ち寄ることで、マーケットやニーズの変化に対応した自由度の高い証券業務システムを構築し、さらにBPOサービスや業務コンサルティングサービスなど証券業務を行うにあたって必要なサービスを具備したプラットフォームの構築を共同で推進してまいります。また、当社の証券フロントシステムとS C S Kの証券基盤システムを接続した証券基幹システムの提供を行います。さらに、マーケットやニーズの変化に対応した自由度の高い証券業務システムへと進化させ、BPOサービスや業務コンサルティングサービスなどを加えたトータルシステム「証券業務システムプラットフォーム」の構築を共同で推進し、証券システム事業の拡大及び企業価値の向上を図るべく、提携関係の強化・発展に向けて推進してまいります。

(1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当による自己株式の処分により、S C S Kに当社の普通株式128,000株（発行済株式総数に対する割合3.71%）を割り当てます。なお、これにより、本第三者割当による自己株式の処分後のS C S Kの当社に対する議決権所有割合は、3.73%となる予定です。

なお、S C S Kは、本自己株式処分による当社普通株式の取得後、提携関係の深化に合わせ79,000株程度を目安に市場買付けにより追加取得する予定です。

(2) 業務提携の内容

当社とSCSKは、証券業務システムプラットフォーム事業の企画・研究・設計・開発・営業・導入及び保守サポート業務について、以下の内容で相互協力することに合意しました。

証券トータルシステムの開発と販売
個別システムの開発と販売
知識やノウハウの共有
人的交流

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 128,000株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針を口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、SCSKから、本第三者割当の払込みに要する資金を保有している旨の表明を受けております。また、当社は、SCSKが2024年4月26日付で公表している「2024年3月期 決算短信[IFRS]（連結）」に記載の連結貸借対照表により、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としても、同社における本第三者割当の払込みのために必要な資金等の状況に問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

SCSKは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、SCSKが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2024年4月1日）の「内部統制システム等に関する事項」「2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社において当該内容及び基本的な方針を確認しております。さらに当社は、SCSKの担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

処分価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役決議日」といいます。）の直前取引日である2024年6月18日までの直近1ヶ月間における東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値に相当する金額である791円としました。

処分価格の決定に際し、本取締役決議日の直前取引日までの直近1ヶ月間の東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値を基準として採用することとしましたのは、直近の株価については短期的な変動が大きいため、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより株式の適切な価値を把握することができ、算定根拠として合理的だと判断したことが理由です。また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、本資本業務提携の公表により株価が上昇する可能性があります。本資本業務提携は本第三者割当に直接付随するものであり、これによる株価の上昇を反映して本第三者割当の条件を決定する必要はないものと判断しております。

当社といたしましては、本資本業務提携のパートナーである処分予定先が中長期にわたって当社株式を一定割合保有することは、今後の当社の事業における両社の協力関係をより密にすることにつながり、当社の事業拡大並びに顧客増加にも寄与するものであると考えており、当社のみならずステークホルダーである株主の皆様にも大きなメリットを有しているものと考えております。

以上のように、当社株式の株価動向、市場動向等を勘案するとともに、本第三者割当後における処分予定先の保有割合及び中長期にわたる保有期間、処分予定先が当社株主となるメリットを当社及び処分予定先に慎重に検討いたしました。このように、処分予定先と本第三者割当の処分価格について十分に協議及び交渉した上で、現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると考えられる本取締役決議日の直前取引日までの直近1ヶ月間の東証における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値を基準とすることで両社合意し、上記払込金額を決定しております。

上記のとおり、本第三者割当の処分価格の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としています。また、当該処分価格は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠したものであるため、当社は、本第三者割当の処分価格の決定方法は合理的であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当の条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当につき決議いたしました。

また、上記処分価格につきましては、取締役会に出席した監査役3名全員（うち全員が社外監査役）から、処分予定先に特に有利な処分価格に該当しない旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による自己株式の処分により、SCSKに対して割り当てられる株式数は128,000株であり、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を含む）3,441,900株（2023年12月31日現在）の3.72%（議決権総数32,992個に対する割合3.88%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、この度の本資本業務提携は、さらなる営業強化・連携、また新サービスの開発や提供を実施することにより、新規及び既存顧客に対してのサービス強化を図るものです。したがって、割当先への第三者割当は、中長期的な視点から今後の当社の売上・収益、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|----------------------|----------------------|--------------|----------------------------|----------------------|--|
| 浅見 勝弘 | 東京都目黒区 | 1,148,600 | 34.81% | 1,148,600 | 33.51% |
| auカブコム証券株式会社 | 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 | 177,500 | 5.38% | 177,500 | 5.18% |
| スペース・ソルバ株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台2丁目3番11号 | 165,000 | 5.00% | 165,000 | 4.81% |
| 株式会社ミンカブソリューションサービスズ | 東京都港区東新橋1丁目9-1 | 162,000 | 4.91% | 162,000 | 4.73% |
| 大野 寿美 | 長野県上田市 | 140,600 | 4.26% | 140,600 | 4.10% |
| SCSK株式会社 | 東京都江東区豊洲3丁目2番20号 | - | - | 128,000 | 3.73% |
| 三木証券株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目20番9号 | 100,000 | 3.03% | 100,000 | 2.92% |
| 関矢 智彦 | 群馬県高崎市 | 43,500 | 1.32% | 43,500 | 1.27% |
| 上田八木短資株式会社 | 大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2 | 34,900 | 1.06% | 34,900 | 1.02% |
| TW従業員持株会 | 東京都港区赤坂五丁目2-20 | 34,200 | 1.04% | 34,200 | 1.00% |
| 計 | - | 2,006,300 | 60.81% | 2,134,300 | 62.28% |

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2023年12月31日現在の株主名簿を基準とし算出したものを記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年12月31日現在の総議決権数(32,992個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(1,280個)を加えた数(34,272個)で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書(第26期)の提出日(2024年3月29日)以降、本有価証券届出書提出日(2024年6月19日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年4月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2024年3月28日開催の当社第26期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 当社普通株式1株につき金20円 総額66,010,600円

(2) 効力発生日 2024年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

本店移転したことに伴い、当社定款第3条に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。

第3号議案 取締役2名選任の件

加藤雅也及び水上公晴を取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

下田一夫を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|----------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 22,210 | 176 | - | (注) 1 | 可決 90.49 |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 22,144 | 242 | - | (注) 2 | 可決 90.22 |
| 第3号議案 取締役2名選任の件 | | | | | |
| 加藤 雅也 | 22,053 | 333 | - | (注) 3 | 可決 89.85 |
| 水上 公晴 | 21,995 | 391 | - | | 可決 89.61 |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 下田 一夫 | 22,011 | 375 | - | (注) 3 | 可決 89.68 |

- (注) 1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使文及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

2 資本金の増減

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書（第26期）に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日（2024年6月19日）までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|-----------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 2024年4月1日～ 2024年4月30日（注） | 3,000 | 3,444,900 | 190 | 312,318 | 190 | 302,318 |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

3 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第26期、提出日2024年3月29日）及び四半期報告書（第27期第1四半期、提出日2024年5月15日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年6月19日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2024年6月19日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第26期) | 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日 | 2024年3月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第27期第1四半期) | 自 2024年1月1日 至 2024年3月31日 | 2024年5月15日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年3月28日

株式会社トレードワークス

取締役会 御中

監査法人シド

横浜事務所

指定社員 公認会計士 五百蔵 豊
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有光 洋介
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トレードワークスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレードワークス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| （金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性） | |
|---|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>金融ソリューション事業では、主として証券会社の投資家向けインターネット取引業務に対応したシステムの開発を行っている。当該システムの販売が同事業の主な売上高であり、当連結会計年度における同事業の売上高は、2,805,297千円（保守売上も含まれる）で、連結損益計算書の売上高の74.7%を占めている。</p> <p>システムの販売については、顧客による財又はサービスの検収をもって売上計上を行っているが、会社はシステムの販売を行うに当たって、機器納品、システム構築、ソフトウェアインストール、各種設定等の多様な段階を踏むケースが多く、また各段階において複数の仕入先や外注先を利用することも多い。</p> <p>これらは、現場における据付作業を必要とする場合がほとんどであり、実質的に財又はサービスの提供が完了していないにも関わらず売上高が計上される場合、適切な期間に売上高が計上されないというリスクが存在する。また、システムの販売は、通常1件当たりの金額が大きく、適切な期間帰属がなされなかった場合の連結財務諸表に与える影響は大きい。</p> <p>以上から、当監査法人は、金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性について、監査上の主要な検討事項と判断した。</p> | <p>当監査法人は、金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>金融ソリューション事業の売上高計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下の点に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注処理において、受注登録する内容（相手先名、取引内容、金額、契約期間等）が、実際の契約書や注文書等と整合しているかについて、責任者が確認する仕組みとその実効性。 ・売上高の計上に当たり、会計記録と各種証憑類（見積書、契約書や注文書、納品書、検収書など）の内容とが整合していることを責任者が確認する仕組みとその実効性。 <p>(2)売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算月の売上高のうち、一定金額以上の取引全件につき、顧客より入手した検収書に記載されている日付と売上高計上日付との整合性を確認した。 ・決算日以降において、重要な返品取引が行われていないことを、会計記録、証憑類、入出金状況から確認した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トレードワークスの2023年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トレードワークスが2023年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月28日

株式会社トレードワークス

取締役会 御中

監査法人シドー

横浜事務所

指定社員 公認会計士 五百蔵 豊
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有光 洋介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トレードワークスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレードワークスの2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| （金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性） | |
|---|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>金融ソリューション事業では、主として証券会社の投資家向けインターネット取引業務に対応したシステムの開発を行っている。当該システムの販売が同事業の主な売上高であり、当事業年度における同事業の売上高は、2,805,297千円（保守売上も含まれる）で、損益計算書の売上高の89.2%を占めている。</p> <p>システムの販売については、顧客による財又はサービスの検収をもって売上計上を行っているが、会社はシステムの販売を行うに当たって、機器納品、システム構築、ソフトウェアインストール、各種設定等の多様な段階を踏むケースが多く、また各段階において複数の仕入先や外注先を利用することも多い。</p> <p>これらは、現場における据付作業を必要とする場合がほとんどであり、実質的に財又はサービスの提供が完了していないにも関わらず売上高が計上される場合、適切な期間に売上高が計上されないというリスクが存在する。また、システムの販売は、通常1件当たりの金額が大きく、適切な期間帰属がなされなかった場合の財務諸表に与える影響は大きい。</p> <p>以上から、当監査法人は、金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性について、監査上の主要な検討事項と判断した。</p> | <p>当監査法人は、金融ソリューション事業の売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>金融ソリューション事業の売上高計上に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、特に以下の点に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注処理において、受注登録する内容（相手先名、取引内容、金額、契約期間等）が、実際の契約書や注文書等と整合しているかについて、責任者が確認する仕組みとその実効性。 ・売上高の計上に当たり、会計記録と各種証憑類（見積書、契約書や注文書、納品書、検収書など）の内容とが整合していることを責任者が確認する仕組みとその実効性。 <p>(2)売上高の期間帰属の適切性の検討</p> <p>売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算月の売上高のうち、一定金額以上の取引全件につき、顧客より入手した検収書に記載されている日付と売上高計上日付との整合性を確認した。 ・決算日以降において、重要な返品取引が行われていないことを、会計記録、証憑類、入出金状況から確認した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年5月15日

株式会社トレードワークス
取締役会 御中

監査法人シドー
横浜事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 政近 克幸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 有光 洋介

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トレードワークスの2024年1月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トレードワークス及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認

められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適切に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監査及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。